

令和5年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和5年4月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 最低制限価格・低入札調査基準価格・失格基準価格の算定式の見直し

□ 価格の算定方法

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、最低制限価格・低入札調査基準価格に中央公契連モデル式(令和4年2月24日改正)を適用します。

また、失格基準価格についても見直します。

このことに伴い、最低制限価格・低入札調査基準価格・失格基準価格の算定式を次のとおり変更します。

【最低制限価格・低入札調査基準価格の算定式】

[改正前]

(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税

[改正後]

(直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%)+消費税

【失格基準価格の算定式】

[改正前]

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%)+消費税

[改正後]

(直接工事費×90%+共通仮設費×70%+現場管理費×90%+一般管理費等×68%)+消費税

2. 変動型最低制限価格制度の試行実施について(算定方法の変更)

□ 変動型最低制限価格の算定方法の変更

令和5年4月1日以降に入札公告又は指名を行う案件から、変動型最低制限価格の算定方法を変更します。

【変動型最低制限価格の算定方法の変更】

[改正前]

最低制限価格=予定価格×0.875+(入札価格の平均額-予定価格×0.875)×0.3

[改正後]

最低制限価格=予定価格×0.897+(入札価格の平均額-予定価格×0.897)×0.3

ただし、予定価格×0.92を上限とする。

3. 工事請負契約書約款改正（不可抗力の損害及び発注者の催告によらない解除権の改正）

□工事請負契約約款第 30 条（不可抗力における損害）及び 45 条（発注者の催告によらない解除権）改正

令和5年4月1日以降に契約を行う案件から適応します。

工事請負契約約款第 30 条（不可抗力における損害）

[改正内容]

災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害は発注者が全ての損害合計額を負担する。

工事請負契約約款第 45 条（発注者の催告によらない解除権）

[改正内容]

暴力団又は暴力団員を理由として発注者が催告によらない契約解除を可能とする要件を拡大。

- 同条（11）（ア）の「役員等」に、経営に実質的に関与している者が含まれるようになりました。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるときは、発注者の催告によらない契約の解除が可能となりました。

4. 請負工事の設計違算に関する事務取扱要領の新設について

□実施内容

西宮市請負工事の設計違算に関する事務取扱要領を新設し、市が発注する請負工事に係る入札および契約において設計違算が判明した場合の取扱いについて基本的な考え方を決めました。

実施日は令和5年4月1日です。